




避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。
従来は、警戒レベル4の情報が「避難勧告」「避難指示」の2段階に分かれていたことにより、避難開始が遅れることが懸念されていましたが、このたび災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示」が、「避難指示」に一本化されました。

☎ 危機管理室 危機管理班 ☎ (内線)3782

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 または切迫 	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害の おそれ高い 	ひなんしじ 避難指示 ※2	●避難指示(緊急) ●避難勧告
3	災害の おそれあり 	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ 	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難したりするタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待つてはいけません!

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から
全員避難しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から
避難しましょう。